



令和5年 (2023年) 1月19日(木)

No. 15817 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知的財産権侵害と経営責任(上) …………… (1)

知的財産権侵害と経営責任(上)

弁護士法人内田・鮫島法律事務所
弁護士・弁理士 森下 梓

1 はじめに

本稿では、知的財産権侵害に関する役員等の責任が問題となった事例を整理し、役員が会社法上の責任を負わないために、実務上どのような対応をなすべきかを検討する¹。

会社法423条は、「取締役、会計参与、監査役、執行役員又は会計監査人……は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を

賠償する責任を負う。」と規定し、任務懈怠により会社に賠償責任を生ずると述べる。この任務懈怠とは、民法644条に定める善管注意義務を敷衍し、明確にしたものとされる(最大判昭和45・6・24民集24巻6号625頁)。

上記役員等の遵守すべき善管注意義務は、以下のとおり会社に法令を遵守させる義務を含むものであり、過失責任とされる(最判平成12年7月7日判

M&m 三好内外国特許事務所

MIYOSHI & MIYOSHI

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数

約180名

在籍弁理士

48名

www.miyoshipat.co.jp

会長

弁理士 三好 秀和

所長 兼 CEO

弁理士 原 裕子

上席副所長 兼 COO

弁理士 森 太士

上席副所長・訟務室室長

弁理士 廣瀬 文雄

副所長

弁理士 橋本 浩幸

弁理士 工藤 理恵

弁理士 西澤 一生

上席所長代理

弁理士 松本 隆芳

弁理士 大淵 一志

所長代理

弁理士 河原 正子

弁理士 渡邊富美子

弁理士 須永 浩子

弁理士 木村 達哉

弁理士 加藤 澄恵

弁理士 栗原 康浩

参与

弁護士 伊藤 正和

知的財産フロンティア研究所 所長

弁理士 高橋 俊一

知的財産研修センター センター長

弁理士 高松 俊雄

知的財産戦略研究所 理事長

弁理士 澤井 敬史

常勤相談役

弁理士 豊岡 静男

特別相談役

弁理士 寺山 啓進

弁護士 桜井 隆

弁理士 細川 隆

弁理士 堀 雅

弁理士 池田 清志 (中小企業診断士)

弁護士 松波 太郎

弁理士 大森 拓

弁理士 山本 光紀

弁理士 高島 信彦

弁理士 安藤 直行

弁理士 洞井 美穂

弁理士 魚路恵里子

弁理士 山ノ下勝広

弁護士 安原 二良

(京都事務所室長代理)

弁理士 山中 裕子

弁理士 橋元 成央

弁理士 鈴木 吉治

弁理士 山本 哲朗

弁理士 田中 敦

弁理士 日野 光章

弁理士 大熊 恵美

弁理士 木村 智加

弁理士 駒場 大視

顧問

弁理士 松永 宣行

弁理士 鹿又 弘子

弁理士 大坂 雅浩

弁理士 辻 徹二

顧問

イノベーション 法律博士 パバット・ガイニット

中国弁理士 鐘 晶 (Zhong Jing)

米国弁理士 吉田 正子

知的財産戦略研究所 所長

顧問

弁護士 棚橋 祐治